

第三八回

参第五号

会社更生法の一部を改正する法律（案）

会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第百十九条後段中「給料並びに」を「給料、」に改め、「返還請求権」の下に「並びに下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）に規定する下請事業者が会社から支払を受けるべき同法に規定する下請代金で、その支払時期が更正手続開始前三月内であるもの」を加え、同条に次の二項を加える。

2 更生手続開始前の原因に基づいて生じた会社の使用人の退職手当も、また前項と同様である。この場合において、共益債権として請求することのできる額は、次に掲げる額とする。

一 会社の使用人が更正手続開始前に退職したときは、その退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

二 会社の使用人で更生手続開始後引き続き会社の使用人であつた者が退職した場合において、第二百八条第二号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額に満たないときは、その更生手続開始前の会社における在職期間に係る退職手当の額。ただし、その額が退職当時の給料の月額の六倍に相当する額と同号の規定によつて共益債権とされる退職手当の額との差額に相当する額をこえるときは、そのこえる額を除く。

第二百八条第二号中「費用」の下に「（会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用者の更正手続開始後の会社における在職期間に係る退職手当を含むものとする。）」を加える。

第二百七十条第一項中「退職手当」の下に「（第百十九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定める者に対し新会社が支払うべき退職手当の計算については、その者の更生手続開始後の会社における在職期間は、新会社における在職期間とみなし、かつ、その者につき第百十九条第二項第二号の規定によつて共益債権として請求することのできる退職手当の額があるときは、その額を加算する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前にすでに更生手続が開始している会社については、第百十九条、第二百八条第二号及び第二百七十条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

下請事業者の従業員の生活の擁護に資するため、一定範囲の下請代金はこれを共益債権として請求することができるものとし、また、会社の使用人の生活の擁護のため、共益債権として請求することができる退職手当の範囲を広げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。